

平成 28 年度文京区障害者地域自立支援協議会 権利擁護専門部会（第 3 回）検討内容
（日時：12 月 7 日（水）午後 6 時 30 分～ 場所：文京区民センター3 階 D 会議室）

（1）住まいの問題について（現状報告および意見交換）

- 精神科の長期入院患者には地域移行支援制度があるが、利用はほぼない。制度活用のスキームが確立されておらず、問い合わせも少ない、活用について検討が必要。
他区でも利用は少ない、制度の周知を徹底し病院のMSWも巻き込んだ取り組みを。
- 区内のグループホームが足りていない印象。少ない理由は何なのか。
→・新しく建設する場合、区内は地価が高く、運営側に相当の資力が必要となる
・消防法変更に伴いスプリンクラー設置の義務付け等中古物件では対応しづらくなった
・民間でのホーム運営には経営的な問題もある
- ある区内グループホームの入居倍率は身体で 1 倍、知的は 5 倍、入居の空きはなかなか無い、現状では自分から進んで入居する人は少ないが、今後浸透すれば需要は増えるのでは。
- グループホームは日中活動の場が確保されていない人は入居が難しい現実もある、今後はグループホームを利用することに対する動機づけも大切なのではないか。
- これまでの自宅で受けられる生活支援を充足させて欲しい、拠点があって見守ってもらえる仕組みがあれば、住み慣れた場所での生活が可能となる人も多い。
- 若い頃は通所施設などで福祉サービスを利用しながら住み慣れた地域で暮らすことが出来ていた人が、高齢になると在宅で使えるサービスも少なく、遠方の施設に入所となることも多い。都外施設を見学に行ったが、山間部にありとても寒々しい印象を受けた。地域生活に関わる諸制度施策は高齢になってからのことを考慮しているのか。
- 27 年度に区内に入所できる施設が開設され、都外施設から 10 人程度が文京区に戻って入所している。意思表示が明確に出来れば戻ることも可能だが、障害の状態次第では戻るか否かの意思表示が難しい場合もある。認定調査ではより丁寧に本人の意思を確認する必要有。
- 国内のグループホームはミニ施設化している、プライバシーが守られる設置基準を。
- 退院後の行き先が、家かグループホームか施設しか無い選択肢の少なさが問題。
地域でひとり暮らしが継続できるよう、住まい方に多様性を持たせるべき。
- 高齢分野の地域包括ケアシステム同様のものが障害分野にも必要、シルバーピアのようなその人に合った居所を提供できるようにする。広くビレッジ(村)の仕組みづくりを。
障害に関係なくサポートできるシステム構築が、安心して生活できる地域をつくる。

（2）差別解消啓発グッズ作成に伴う意見聴取について

（3）次回の権利擁護専門部会について

- 4 回目は年間のまとめにするのではなく、意思決定支援と住居の関係など、これまでの話し合いを継続する形で、「暮らし」を大きなテーマとする。
- 次回 2 月 22 日（水）18 時 30 分より開催予定（文京シビックセンター3 階会議室 A）